

吹田市立児童会館条例及び同施行規則の一部改正の骨子案に対する意見募集について

案 件 名	吹田市立児童会館条例及び同施行規則の一部改正の骨子案	
政策等の案の題名	吹田市立児童会館条例及び同施行規則の一部改正の骨子案	
政策等の案の趣旨と概要	<p>(1) 近年、ひとり親家庭の増加や核家族化、地域のつながりの希薄化など社会環境の変化により、子供同士の育ち合い・学び合いの機会が減少しています。また、こうした社会背景の中で、子供や保護者が孤独を感じやすく、孤立しやすい状況にあり、児童虐待、不登校、貧困など様々な課題が複雑化かつ複合化しています。児童館においては、子供たちを取り巻く環境変化に伴う今日的な課題に対応できるよう、今後を見据えた機能強化等を行います。これまでの取組に加え、地域の実情や利用者のニーズを踏まえた多様な居場所を提供することで、子供が安心して過ごすことができる居場所づくりを実現します。</p> <p>(2) 高城児童会館は昭和37年度(1962年度)に建設されましたが、建設後60年以上が経過していることから老朽化が目立っており、現在、市営日の出住宅跡地への移転整備に向けた取組を進めています。移転整備後の児童会館については、民間事業者が持つ専門的な知識・経験の活用や職員体制の充実を図る観点から、指定管理者制度を導入します。</p>	
意見募集案と関連資料	意見募集案	吹田市立児童会館条例及び同施行規則の一部改正の骨子案
	関連資料	吹田市立児童会館条例(現行) 吹田市立児童会館条例施行規則(現行)
	上記の案と資料は、次の場所でも配布しています。 1. 吹田市役所 低層棟2階 子育て政策室(211番窓口) 2. 吹田市役所 低層棟2階 市民自治推進室(219番窓口)横パブリックコメント専用ラック	
意見提出者	<p>1. 市内に住む人、市内に通勤している人、又は市内に通学している人</p> <p>2. 市内に事業所を置いて事業活動などを行う個人又は団体</p> <p>3. 上記のほか、本条例等が定められることによって何らかの影響を受ける可能性がある個人又は団体</p>	
意見提出期間	令和5年(2023年)12月1日(金曜日)～令和6年(2024年)1月4日(木曜日) 必着	
意見提出方法と提出先	郵 送	〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市 児童部 子育て政策室 児童館担当
	ファックス	06-6368-7349 吹田市 児童部 子育て政策室 児童館担当
	電子申込システム	吹田市電子申込システム
	電子メール	jidoukan@city.suita.osaka.jp 吹田市 児童部 子育て政策室 児童館担当 ※件名に「パブリックコメント」と記入してください。
	直接提出	吹田市役所 低層棟2階 (211番窓口) 児童部 子育て政策室 児童館担当 受付は、月曜日から金曜日まで(令和5年12月29日から令和6年1月3日は除きます)の午前9時から午後5時30分までです。
意見書の様式は自由です。必要に応じて、別紙意見提出用紙をご活用ください。		
注 意 事 項	<p>1. ご意見をお寄せいただくに当たり、住所や氏名などの記載は必要ありません。</p> <p>2. 意見書には、意見提出者の区分として、「住民」、「通勤者」、「通学者」、「事業その他の活動を行う者」、「利害関係者(具体的な利害関係もお書きください)」のいずれかを必ず明記してください。</p> <p>3. ご提出いただいた意見提出用紙は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>4. お電話やご来庁による口頭でのご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>5. 障がいのある方で、上記による意見提出が困難な場合は、個別にお問い合わせください。</p> <p>6. お寄せいただいたご意見に対する市の考え方を、令和6年(2024年)2月中旬頃に、ホームページ等で公表します。なお、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。</p>	
問い合わせ先	児童部 子育て政策室 児童館担当 電話：06-4860-6947	